

多角的貿易体制の維持・強化

荒木 一郎*

要 約

世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的貿易体制は、消費の非排除性と非競合性に特徴づけられる国際公共財（厳密にはクラブ財）であると考えられるが、その現状に対しては、各方面から批判がある。とりわけ市民社会からの異議申立と開発途上国からの現状批判には根強いものがあり、多角的貿易体制は、正統性の危機に瀕している。

市民社会グループは、顔の见えない通商官僚が重要な意思決定をジュネーブの秘密会議で行う結果、地球環境の保全を犠牲にして貿易自由化を推進したり、多国籍企業の利益を偏重して世界の貧富の差を拡大させたりすると主張してきた。また、開発途上国政府も、ウルグアイ・ラウンドによって利益を得たのは結局先進国だけであるとして、更なる自由化交渉を進める前にラウンドの結果の公平な「実施」が必要であると主張し、新ラウンドに消極的な立場をとるようになった。1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂したのは、こうした批判の声の高まりによるところが大きい。その後、2001年のドーハ閣僚会議でようやく新ラウンドの開始が決定されるが、交渉の折り返し点となるはずだった2003年9月のカンクン閣僚会議では何らの合意も得られず、またもや交渉は頓挫する。その後2004年7月にジュネーブで開かれた高級事務レベル会合で交渉の再開が合意され、2005年の香港閣僚会議に向けての準備が開始されているが、交渉の行方はなお予断を許さない。

ただ、WTOの正統性の危機は去ったわけではないというものの、ドーハ・ラウンドの交渉はとりあえず前に進んでいる。交渉以外の局面では、紛争解決手続の自動性・効率性と交渉の停滞・非効率性が対比され、この不均衡が是正されなければ、WTOの正統性の危機が更に深まるとの議論がなされたことがある。しかし、紛争解決手続の現状を見ると、上級委員会は司法積極主義的な判断は極力手控えており、また、ある措置がWTO協定違反とされた国は概してWTOの勧告を受け入れ、当該措置をWTO協定に整合化している。このため、紛争解決手続に対する各国の不満が制御不能な水準にまで達しているとは思われない。

WTO発足から10年が経過しようとする現在、国際公共財としての多角的貿易体制は何とか持ちこたえており、これを維持・強化していこうとする各国の姿勢も変わっていないと判断できる。

日本は1953年にGATTに仮加入し、1955年に正式加入した。日本が戦後の国際経済社会に復帰したときには、すでにGATTを中心とする多角的貿易体制ができあがっていたのである。このため、日本政府の担当者の意識には一種の出遅れ感がついて回り、日本がGATTのルールを政策手段として自在に使いこなせるようになるまでには相当の年月がかかった。しかし、今や日本の通商政策は、WTOルールを活用する「攻撃的法律主義」と

* 横浜国立大学国際社会科学部研究科助教授

呼ばれるほどのものに成長している。これからは、ドーハ・ラウンドの交渉の中で、多角的貿易体制を維持・強化し、より信頼性のあるものとするためにどれだけ前向きの貢献ができるかについて、日本の真価が問われているといえよう。

具体的な日本の貢献策について、①拠出金、②事務局への人材供給、③紛争解決手続の利用という3つの側面から見てみると、必ずしも日本の貢献は顕著でない。現状を打開するための中長期的な取組みが必要とされている。

I. 序論

I-1. 国際公共財としての多角的貿易体制

自由な国際貿易は、そこに参加する国々の間で形成される一定のルールがあってはじめて可能となるのであり、このルールの体系すなわち多角的貿易体制 (Multilateral Trading System) は、すべての国が共同で利用することができる国際公共財であると説明されることが多い¹⁾。

一般に、公共財は、消費の非排除性 (non-excludability) と非競合性 (non-rivalry) によって特徴づけられ、これが国際公共財とされるためには、さらに便益が普遍的であることが必要であるとされる²⁾。

世界貿易機関 (WTO) を中心とする多角的貿易体制は、一見これらの要件を満たすように思える。貿易障壁削減・撤廃の利益は、一般的最恵国待遇原則を通じてすべての WTO 加盟国に及ぶから、この限りにおいては非排除的である。また、ある国がこの便益を享受しているからといって、他の国がその便益の享受を妨げられることもないから、非競合的でもある。貿易ルールのもたらす便益は普遍的である。世界中の消費者がより安く多様な製品により利益を受けるからである³⁾。

しかし、子細に検討すると、多角的貿易体制は純粋公共財とは言えず、むしろ不純公共財のうちの「クラブ財」であると考えられる。たしかに便益は非競合的であるかもしれないが、この便益は WTO 加盟国にしか及ばないので、排除的である。WTO の加盟国数が148を数える現在、非排除性の要件はほぼ満たされているように思えるが、サウジアラビアやロシア、ベトナムといった諸国が長年にわたる加盟交渉を経てもなお WTO への加盟を実現できていないこと⁴⁾からも明らかなように、非排除性の原理は貫徹されていない。また、「クラブ」の内部においても、アンチダンピング税や相殺関税といった貿易救済措置の適用を通じて特定国のみからの輸入を排除できるから、この意味でも多角的貿易体制の非排除性は不完全である。さらに、自由な貿易のもたらす利益が普遍的であるかどうかについても、争いがある。WTO のルールが、環境、人権、文化といったいわゆる非貿易事項との間でしばしば軋轢を起こすとされるのも、このことの表れである⁵⁾。

しかし、不純公共財も公共財であるから、多角的貿易体制を国際公共財ととらえることは間

1) 若杉 (2001) p.217.

2) カールほか (1999) p.30.

3) Shaffer (2004) p.462.

4) 中国の WTO 加盟には、1986年7月の GATT「復帰」申請から2001年12月の WTO 加盟実現まで15年以上の歳月を要した。

5) Shaffer (2004). p.463.

違いではない。むしろ、多角的貿易体制を維持・強化することにより、より純粋な国際公共財に近づけていくべきであると考えられる⁶⁾。

I－2．本稿の構成

本稿では、以上のような前提に立ち、まず国際公共財としての多角的貿易体制の発展の歴史

を振り返る。次に、市民社会の立場及び開発途上国の立場から WTO の現状を批判し、国際公共財としての多角的貿易体制の強化を訴える議論を紹介する。さらに、多角的貿易体制の維持・強化のために日本がなし得る貢献について考えてみることにしたい。

II．多角的貿易体制の歴史的展開

II－1．GATT 成立の経緯

WTO を中心とする多角的貿易体制は、一般には WTO の前身たる関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) によって築きあげられたと考えられている。しかし、1947年に成立した GATT にはさらにその前身があった。それは国際貿易機関 (ITO) の設立を目指した国連貿易雇用会議の交渉であった。ITO は、1944年のブレトン・ウッズ会議で設立が合意された国際通貨基金 (IMF) 及び世界銀行と並んで戦後の国際経済体制を支えるべき「第三の柱」として構想されたものである。ITO 設立のための交渉自体は成功裏に終了し、最終的な条約 (ハバナ憲章) は 1948年に成立している。

ハバナ憲章が構想されたのは、もちろん1930年代の保護貿易、近隣窮乏化政策が第2次世界大戦の主要な原因の1つとなったという深刻な反省からである。ただ、国際貿易ルールに関して各国協調の枠組みを作ろうとする試みは1930年代より前から存在していた。既にウィルソン

大統領の14か条 (1918年) の第3項目として「経済障壁の撤廃と貿易条件の平等の確保」が含まれていた⁷⁾、これを具体化する試みとして、国際聯盟の主導の下、1927年にはジュネーブで輸出入禁止・制限に関する国際会議が開催されていたが、結局こうした試みは、1930年代の大不況とそれに伴う保護主義政策を未然に防止することができなかったのである⁸⁾。

こうして新たな理想に燃えて交渉されたハバナ憲章は、その規律の対象として貿易の自由化のみならず、雇用問題の解決や労働基準問題、開発問題、国際投資ルール、再には競争政策上の課題 (国際カルテルや制限的商慣行) まで視野に入れた野心的・先進的な条約であった。第2次世界大戦後の新たな経済秩序を国際公共財として作り出そうとしていたのである。しかし、ハバナ憲章は、まさしくその先進性ゆえに各国の受け入れるところとはならず、とりわけ米国議会が同憲章を承認する見通しがまったくなかったことから、ついに発効することはなかった。

6) なお、国際公共財としての多角的貿易体制の健全性を脅かす危険性のあるものとして、最近の地域貿易自由化を目指す動きがある。地域貿易自由化のための枠組みは、自由貿易地域 (FTA) であれ、関税同盟 (customs union) であれ、特定国同士の特恵的取極である以上、排他的であって国際公共財とは言えない。この問題については、稿を改めて論じる必要があると思うが、とりあえず本稿での考察の対象とはしない。

7) Point III “The removal, so far as possible, of all economic barriers and the establishment of an equality of trade conditions among all the nations consenting to the peace and associating themselves for its maintenance.” January 8, 1918.

8) この間の経緯をウルグアイ・ラウンドにおける貿易自由化交渉と比較したものとして Winham (1992) 参照。

このため、ハバナ憲章が効力を生ずるまでの暫定的な取りきめとして同憲章のうちの貿易関連規定だけを先取的に実施した GATT が、その後50年にわたり多角的貿易体制を支えることになる。

II-2. 「埋め込まれた自由主義」から「埋め込みを脱した自由主義」へ

逆説的ながら、戦後の多角的貿易体制の成功は、このように貿易政策以外の余計な要素をそぎ落とし、貿易自由化という狭い政策課題のみを追求した GATT だからこそ可能であったと考える論者は多い。ラギーのいう「埋め込まれた自由主義」(embedded liberalism) という考え方がその典型である。すなわち、GATT 体制は、国際貿易のルールとしては自由・無差別を原則とし、累次の貿易交渉(ラウンド)を通じて貿易を自由化するという原理が体制内に埋め込まれていたが、これは19世紀のパックス・ブリタニカの時代とは異なり、完全なレッセフェールを求めるものではなかったというのである。国内的に福祉政策を実施する権限は各国政府に留保されていた⁹⁾。ハバナ憲章に存在し、GATT には受け継がれなかった雇用政策、開発政策、投資政策、競争政策なども広い意味でこれらの福祉政策に分類されると考えられる。

「埋め込まれた自由主義」を原理とする GATT 体制は、徐々にその参加国を拡大し、各国における関税・非関税障壁の水準を引き下げることによって静かな成功を収めてきた。ただ、GATT の交渉原理はあくまでも現実主義的であって、過度の法的解決は避けられる傾向にあったし、何よりその組織は暫定的性格を維持したままであった。しかし、1980年代の保護主義政策(農業補助金の拡大や輸出自主規制の横行など)に対応するため GATT の下で開始されたウルグアイ・ラウンドにおいては、ルール志向(国際貿易における「法の支配」の確立)が強調され

るようになる。これは米国通商法301条の濫用(「攻撃的単独行動主義」(aggressive legalism)と称された。)を抑制したいという各国の思惑と合致していたし、折から有力となってきた「小さな政府」志向、市場万能主義の思想と相まって、GATT の暫定的性格を解消し、新たな国際組織を設立するというコンセンサスにつながっていく。こうして1995年に成立したのが WTO である。WTO の組織原理は GATT と異なり、「埋め込みを脱した自由主義」(disembedded liberalism) となっているとする考え方も有力である¹⁰⁾。

II-3. WTO が直面する課題

冒頭に述べたように、国際公共財としての多角的貿易体制の普遍性に疑問を投げかける課題として、環境、人権、文化といった他の価値との抵触が挙げられるが、こうした非貿易事項としては、「貿易と開発」「貿易と投資」「貿易と競争」といったものも含まれる。これらの課題は、現在進行中のドーハ・ラウンドにおいて取り上げられ、各国間の大きな対立点となってきたのであるが、実はこれらの問題は GATT 成立以前から国際的に議論されてきたものなのである。半世紀以上前にハバナ憲章の死産という形で一度投げ出された課題が WTO のドーハ・ラウンドという文脈の中でよみがえったと考えるべきである。このことは、WTO の原理が「埋め込みを脱した自由主義」とされることと決して無関係ではない。

9) Ruggie (1982) pp. 195-231.

10) Ford (2003) pp. 60-61.

Ⅲ．国際公共財としての WTO の現状

Ⅲ－１．正統性の危機に立つ WTO

「埋め込みを脱した自由主義」を基調とする WTO の現状に対しては、各方面から批判がある。とりわけ市民社会からの異議申立と開発途上国からの現状批判には根強いものがあり、WTO を中心とする多角的貿易体制は、正統性の危機に瀕している。

市民社会グループは、顔の見えない通商官僚が重要な意思決定をジュネーブの秘密会議で行う結果、地球環境の保全を犠牲にして貿易自由化を推進したり、多国籍企業の利益を偏重して世界の貧富の差を拡大させたりすると主張した。また、開発途上国政府も、ウルグアイ・ラウンドによって利益を得たのは結局先進国だけであるとして、更なる自由化交渉を進める前にラウンドの結果の公平な「実施」が必要であると主張し、新ラウンドに消極的な立場をとるようになった。1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂したのは、こうした批判の声の高まりによるところが大きい。その後、2001年のドーハ閣僚会議でようやく新ラウンドの開始が決定されるが、交渉の折り返し点となるはずだった2003年9月のカンクン閣僚会議では何らの合意も得られず、またもや交渉は頓挫する。その後2004年7月にジュネーブで開かれた高級事務レベル会合で交渉の再開が合意され、2005年の香港閣僚会議に向けての準備が開始されているが、交渉の行方はなお予断を許さない。

なぜこのような状況が生じたのかについて、コヘインとナイは「多数国間協調におけるクラブ・モデル」という概念を用いて説明している¹¹⁾。彼らによれば、1944年のブレトン・ウッズ会議に始まり、各国の政策協調のためのレジ

ームは、多かれ少なかれクラブのように運営されてきたという。通商閣僚は GATT に集まり、財政担当閣僚は IMF を運営し、防衛・外交担当閣僚は NATO 本部に結集し、中央銀行当局者は国際決済銀行 (BIS) を活動の拠点とした。とりわけ GATT については、「埋め込まれた自由主義」の原理の下で、クラブ・モデルがきわめて有効に機能したという。比較的少数の先進国の閣僚及び彼らを補佐する交渉官らが交渉アジェンダを設定し、国内の保護主義勢力の抵抗を抑えつつ、全体としては貿易自由化の方向で取引を行ってきたのである。しかし、NGO の台頭、市民社会の声の高まりによって従来のやり方は維持できなくなっているというのがコヘインとナイの主張である。

Ⅲ－２．市民社会からの批判

市民社会の意見をより明確に多角的貿易体制に反映すべきだとする論者は、まさにこのクラブ・モデルからの脱却を主張する。本稿のテーマに即して言い換えれば、不純公共財としての「クラブ財」から純粋公共財としての性格をより明確にせよと言うのである。

例えば、ホッキングは、カナダ政府及び欧州委員会が行っている企業や NGO との国内協議の事例を分析し、これらの事例を発展させて、クラブ・モデル（関係省庁のみが協議に参加する）から修正クラブ・モデル（関係企業との協議も行われる）、更には多数参加型モデル（市民社会の代表との協議も行われる）へと展開していくことを提唱している¹²⁾。

また、国際的に活動する市民社会グループの一部は、先進国政府との協議を求めるのみなら

11) Keohane and Nye (2001) pp. 264–291.

12) Hocking (2004) pp. 3–26.

ず、開発途上国政府に直接働きかけて自らの主張を WTO に提出するようになってきている。オックスファムの働きかけを受けて、ベナン、ブルキナファソ、チャド、マリという西アフリカ 4 か国がカンクン閣僚会議に向けて先進国による綿花補助金の撤廃を求める提案を提出した例はよく知られている¹³⁾。

WTO の側も、こうした現状を受け、NGO との対話には力を入れるようになってきている。閣僚会議には NGO の参加を認めるようになってきているし、ジュネーブでのグリーンフィンギングやシンポジウムといった広報活動は盛んに行われている。また、いわゆる「エビ海亀」事件の上級委員会報告書¹⁴⁾において、NGO その他の個人や団体から紛争解決パネルに対して意見書 (amicus curiae brief) を提出することが認められたことは、GATT 時代の慣行と大きく訣別するものであり、透明性の強化は相当程度進んでいると評価できる。

Ⅲ— 3. 開発途上国からの批判

上述のとおり、多くの開発途上国は、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉の成果について先進国と開発途上国との間でバランスがとれていないと主張している。国連開発計画 (UNDP) において国際公共財の問題を研究しているグループも、基本的にはこの考え方に同調し、多角的貿易体制を真の意味で国際公共財とするためには、開発問題とより協調的なレジームに作り替えていくことが必要だと主張している¹⁵⁾。そのための具体策として、開発途上国同士の連携を深めていくことや技術的・専門的知見を共有することなどが提唱されているが、これらの論者は概して「埋め込みを脱した自由主義」に対しては批判的であり、開発途上国側から効率的で公平な対案を提示しなければならないとして

いる。個別のイシューについて先進国と合従連衡を図っても、結局先進国を利するだけだといふのである。かつての新国際経済秩序 (NIEO) を目指す動きを思わせるような南北対立の図式を前提とした議論である。

他方、いわゆるコンストラクティヴィズム (構成主義) の立場からは、これとは異なった見解が示されている。現在の WTO においては、開発途上国みずから「埋め込みを脱した自由主義」を受け入れた上で、国際貿易ルールに法の支配をもたらすべく主体的に行動しているといふのである¹⁶⁾。

Ⅲ— 4. 新しい意思決定方式？

ドーハ・ラウンドの交渉の現状を見ると、後者の見解が説得的であるように思われる。WTO における意思決定の中で、開発途上国が果たす役割が格段に増大しているのである。たしかに、ウルグアイ・ラウンド終結から WTO の成立当初の一定の時期までは、GATT 時代と同じような意思決定方式が行われていた。すなわち、米国と欧州共同体 (EC) という 2 大プレーヤーが中心に位置し、その周りに日本とカナダを加えた「四極」があり、更にその周りに豪州やノルウェー、スイスといった他の先進国、インドやブラジルといった主要開発途上国が同心円状に位置しているという意思決定構造である。中心部で決定された合意のたたき台は、各種の非公式協議を通じて周辺部に根回しされ、必要な調整を経た上で、最終的には一般理事会ないし閣僚会議で (投票ではなく) 「コンセンサス」によって採択されるのである。この構造の中で最周辺部に位置する諸国は、アフリカ・グループや中南米カリブ・グループというような緩やかな組織体を持っていたものの、その交渉上の影響力は無視し得るほど小さかった。

13) Oxfam (2003). こうした動きを受け、2004年11月には WTO に綿花問題に関する特別小委員会が設置された。

14) *United States—Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products*, WT/DS58/AB/R, 12 October 1998.

15) Mendoza and Bahadur (2002).

16) Ford (2003) pp.161–186.

このような意思決定方式は、「埋め込まれた自由主義」の体制とは親和的であったが、「埋め込みを脱した自由主義」を基調とし、また、市民社会や開発途上国からの異議申立を受けて自らの正統性を再確認しなければならなくなった WTO にとっては、必ずしも適切なものではない。カンクン閣僚会議の直後には、WTO の意思決定方式の不備が盛んに指摘され、欧州委員会のラミー委員（当時）が WTO の意思決定方式はまるで中世のようで、現代の要請に对应していないと言ったと報じられた¹⁷⁾。

しかし、その後の調整過程を経て、WTO には新しい非公式な意思決定方式が生まれつつあるようである。WTO における意思決定の同心円の中央部に米国と EC がいることは変わっていないが、カンクン閣僚会議で農業に関する米欧共同提案が開発途上国の猛反発を受けたことから明らかなように、もはやこの 2 大プレーヤーだけの意思ですべてが決まるわけではない。この周りに、かつての四極ではなく、NG 5 (Non-Group of Five) と呼ばれる新しいグループが存在している。その構成国は、米国、EC のほかに豪州、ブラジル、インドである。このグループが 2004 年 7 月の合意取りまとめに向けて圧倒的な存在感を発揮していたと伝えられる¹⁸⁾。

III—5. 小括

このような動きや上述のオックスファム・西アフリカ諸国の連携などを考え合わせると、WTO の中で新たな交渉のダイナミズムが生まれつつあるようである。

WTO の正統性の危機は去ったわけではないが、ドーハ・ラウンドの交渉はとりあえず前に進んでいる。交渉以外の局面では、紛争解決手続の自動性・効率性と交渉の停滞・非効率性が対比され、この不均衡が是正されなければ、WTO の正統性の危機が更に深まるとの議論がなされたことがある¹⁹⁾。しかし、紛争解決手続の現状を見ると、上級委員会は司法積極主義的な判断は極力手控えており、また、ある措置が WTO 協定違反とされた国は概して WTO の勧告を受け入れ、当該措置を WTO 協定に整合化しているので、紛争解決手続に対する各国の不満が制御不能な水準にまで達しているとは思われない。

WTO 発足から 10 年が経過しようとする現在、国際公共財としての多角的貿易体制は何とか持ちこたえており、これを維持・強化していこうとする各国の姿勢も変わっていないと判断できる。

17) “The WTO under Fire” *The Economist*, 18 September 2003.

18) ただし、その実態ははっきりしない。2004 年 9 月 9 日の産業構造審議会 WTO 部会において次のようなやり取りがあった (<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0002544/>)。

『石黒委員：資料 2－1 の 5 ページの WTO 交渉の全体構図に、NG 5 がある。(NG 5 は) 農業問題の中心だったというお話があり、そこには日本が入っていないということだが、NG 5 は、農業だけ議論したのかを伺いたい。そうではないと思うのだが、そうではないとすると、過去のラウンドにおいて、日本は NG 5 的な中心であったのになぜ抜けたのか。』

『小川部長：NG 5 は基本的に農業交渉を促進するための事実上の集まりであり、基本的 G90 とか G20 とかといった「グループ」とは異なる。(NG 5 で) 合意ペーパーも出していない。今後交渉の進め方がどうなるかといったことは全くわからないことであり、これから色々な情報交換、意見交換をしようと思っている。鉱工業品については、上田参事官からのお話があったように、カンクンで決裂した時のデルバステキストというものをとりあえず冷蔵庫に入れておいて、それに、多少パラグラフをかえて、7 月合意の中に盛り込んだということであるが、今後鉱工業品等については、利害が対立する形で議論が行われるわけで、日本がどういう国と連携しながら、交渉していくか、その辺は今までの経験を踏まえて積極的、戦略的にやっていきたいと思っている。』

19) Barfield (2001).

IV. 多角的貿易体制と日本

IV—1. 日本の貢献の在り方

日本は1953年に GATT に仮加入し、1955年に正式加入した²⁰⁾。その前後の経緯については興味深いものがあるが、本稿の直接のテーマではないので省略する。いずれにせよ日本が戦後の国際経済社会に復帰したときには、すでに GATT を中心とする多角的貿易体制ができあがっていたのである。このため、日本政府の担当者意識には一種の出遅れ感がついて回り、日本が GATT のルールを政策手段として自在に使いこなせるようになるまでには相当の年月がかかった。しかし、今や日本の通商政策は、WTO ルールを活用する「攻撃的法律主義」と呼ばれるほどのものに成長している²¹⁾。これからは、ドーハ・ラウンドの交渉の中で、多角的貿易体制を維持・強化し、より信頼性のあるものとするためにどれだけ前向きの貢献ができるかについて、日本の真価が問われているといえよう。

ウルグアイ・ラウンドの交渉では、日本は四極の一員として交渉の取りまとめに重要な役割を果たしたが、上に見たようにドーハ・ラウンドにおいてはこの役割が NG 5 に移ってしまったのだとすれば、日本として多角的貿易体制の維持・拡大にどのようにして貢献できるだろうか。NG 5 に加わって議論をするという選択肢は現実的ではない。NG 5 は、農業貿易の改革に前向きな諸国の集まりである（各国の目指す理想状態はそれぞれ皆異なっているにせよ）。日本の農業交渉に臨む姿勢は、基本的には現状以上の大きな改革を望まないということであり、この姿勢をとり続ける限り日本が NG 5 に招待される可能性はない。

そこで、多角的貿易交渉での主導権の問題を離れ、WTO への財政的貢献、事務局への人的貢献、紛争解決手続の活用という 3 つの側面について現状を見てみよう。

IV—2. 財政的貢献

WTO 事務局資料によれば、2004年の日本から WTO への拠出金額は10,261,866スイスフランであった。これは、米国(25,259,391フラン)、ドイツ(14,250,795フラン)に次ぐ額であり、全体の約6.4%を占める²²⁾。

WTO への拠出金額は、各国の物品及びサービスの貿易額に応じて機械的に定まるので（特に先進国の場合）、日本の拠出金額を現状より大幅に増やすことは難しいと思われる。なお、WTO には通常の予算のほかに、開発途上国のための技術協力等特定の目的のために使われる信託基金（trust fund）という制度があり、日本も貿易と投資に関する独自の基金に出資している（2003年末現在残高31,334フラン²³⁾）。ただし、この額も他国の同様の信託基金への拠出額に比べて特に多いというわけではない。

IV—3. 事務局への人的貢献

現在、WTO 事務局に勤務している日本人職員は4名（男3，女1）であり、うち2名が政府（経済産業省）から派遣されている。彼らは皆プロフェッショナルスタッフであり、貿易政策審査部、開発部、ルール部、法律部という主要なポストに配属されているが、部長以上の幹部職員はいない。

一般に東アジアが事務局職員の人材供給源と

20) この間の経緯については、赤根谷（1992）に詳しい。

21) Pekkanen（2002）pp.707—737.

22) WTO（2004）pp.128—130.

23) *Ibid.* p.131.

多角的貿易体制の維持・強化

表1 WTO事務局職員の構成（原典はWTO（2004）中のTable III. 1）

国籍	男	女	合計	国籍	男	女	合計
アルゼンチン	5	2	7	ペルー	3	3	6
豪州	6	5	11	フィリピン	5	4	9
オーストリア	3	3	6	ポーランド	3	2	5
ベルギー	2	2	4	ポルトガル	2		2
ベナン	1		1	ルーマニア		2	2
ボリビア	1	2	3	ルワンダ	1		1
ブラジル	3	3	6	セネガル	1		1
カメルーン		1	1	南アフリカ	1		1
カナダ	18	9	27	スペイン	19	22	41
チリ	3	3	6	スリランカ	2	2	4
中国	1	4	5	スウェーデン	2	4	6
コロンビア	6		6	スイス	15	22	37
コンゴ民主共和国	1		1	タイ	3	1	4
コスタリカ		1	1	チュニジア	3	2	5
コートジボアール	1		1	トルコ	1	2	3
キューバ		1	1	英国	19	61	80
デンマーク	1	1	2	米国	8	16	24
エクアドル	1		1	ウルグアイ	7	2	9
エジプト	3	2	5	ベネズエラ	3	1	4
エストニア		1	1	ジンバブエ	1		1
フィンランド	3	1	4	総計	299	302	601
フランス	80	75	155				
ドイツ	10	6	16				
ガーナ	3		3				
ギリシャ	2	2	4				
ホンジュラス		1	1				
香港		1	1				
ハンガリー	3		3				
インド	7	6	13				
アイルランド	2	9	11				
イタリア	7	6	13				
日本	3	1	4				
ケニア	1		1				
韓国	1		1				
マラウイ	1		1				
マレーシア	1	1	2				
モーリシャス	2		2				
メキシコ	5	1	6				
モロッコ	1	1	2				
オランダ	5	2	7				
ニュージーランド	4	1	5				
ナイジェリア	1		1				
ノルウェー	2	1	3				
パラグアイ		1	1				

して占めるシェアは小さいが、この中にあって最近では中国の急進が目立っている²⁴⁾。国際公共財としての多角的貿易体制に対する日本の貢献を維持するためにも、今後とも継続して人材供給を図っていくべきである。

また、常勤の事務局職員ではないが、紛争解決手続において重要な役割を果たす上級委員会（Appellate Body）への人材供給も重要である。上級委員会は7人の「法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた者」²⁵⁾で構成され、WTOの加盟国を地理的に代表するものとされている。上級委員会委員の任期は1期4年で、再任は妨げないが、それ以上の任期延長は認められていないので、上級委員会が1995年12月に発足して以来8年以上を経過する現在、すべての委員は2代目となっている。幸い日本人は初代、2代目とも上級委員会委員を務めている。初代（1995年末から1999年末まで）は、松下満雄成蹊大学教授（東京大学名誉教授）であり、2代目（2000年春から現在まで）は、谷口安平東京経済大学教授（京都大学名誉教授）である。しかし、3代目以降も確実に日本から委員が専任される保障はない。その理由は次のとおりである。

現在の上級委員会委員の国籍とその前任者の国籍（カッコで示す）を併記すると次のようになる。米国（米国）、ブラジル（ウルグアイ）、イタリア（ドイツ）、エジプト（エジプト）、インド（日本）、日本（ニュージーランド）、豪州（フィリピン）。これを見ると、米国、欧州、中南米、アフリカについては、地理的な「枠」の概念が確立しているようであるが、アジア・太平洋地域については人選が流動的であることが分かる。すなわち、米国のジャノー委員がバックス委員の後任であり、ECのサチェルドティ

委員がエラーマン委員の後任であることは明らかであるが、谷口委員は厳密には松下委員の後任ではない。日本「枠」というものは存在しないのである。日本の優秀な人材が引き続き上級委員会委員に専任されるよう、努力していく必要がある。

IV—4. 紛争解決手続の利用

WTO加盟国が紛争解決手続を利用するのは、第一義的には他の加盟国による自国の貿易上の利益の無効化ないし侵害に対処するためであるが、国際公共財の観点からは、多角的秩序の維持や判例法形成といった意義もある。

紛争手続の利用状況における日本の相対的位置は表2に示すとおりである。制度の利用という点では、欧米に大きく水を空けられており、産業構造審議会報告書はこの点をとらえ、「特にWTOコンプライアンス確保に向けた取組みについて、国際経済ルールの活用に関して我が国と米・EUとの間に顕著な差がある可能性を示している」と分析している²⁶⁾。日本の「攻撃的法律主義」と言ってみても、それは以前の法的解決回避の姿勢との相対的比較からそう言えるだけのことであって、現状では、欧米のみならずインドやブラジルといった開発途上国の方が日本より攻撃的だと評価できる。同報告書は、現状打開のための方策として、①産業界の理解促進、②産業界の積極姿勢の醸成、③専門家人材育成のための産学官連携を提言している²⁷⁾が、国際公共財供給のための日本の貢献という観点からも、この種の長期的取組みが必要とされている。

なお、最後に紛争解決手続に関し日本が貢献し得る分野が残されていると思うので、付言しておきたい。

ジュネーブにWTO法助言センター（Advisory

24) *Ibid.* p. 120.

25) WTO 紛争解決了解（DSU）第17条2.

26) 経済産業省 p. 351.

27) *Ibid.* pp. 356—357.

表2 WTOにおける紛争解決手続の現状（2004年6月14日現在）

申立国 被申立国	米国	EC	カナダ	ブラ ジル	インド	メキ シコ	日本	韓国	タイ	アルゼン チン	チリ	豪州	その 他	被申立案件 の総数
米国	—	26	13	8	6	5	7	7	2	2	2	2	15	95
EC	29	—	7	6	4	3	0	3	4	2	1	2	13	74
カナダ	4	3	—	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	12
ブラジル	4	3	1	—	1	0	1	0	0	0	0	0	2	12
インド	3	8	1	0	—	0	0	0	0	0	0	1	3	16
メキシコ	6	1	0	1	0	—	0	0	0	0	1	0	2	11
日本	6	6	1	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	13
韓国	6	4	1	0	0	0	0	—	0	0	0	1	1	13
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	1	1
アルゼンチン	4	6	0	2	1	0	0	0	0	—	1	0	1	15
チリ	1	3	0	0	0	0	0	0	0	3	—	0	3	10
豪州	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	—	3	9
その他	11	2	1	2	3	5	2	1	4	2	4	1	—	59
申立案件の 総数	78	63	26	22	15	13	11	11	10	9	9	7	66	340

（注）WTO 事務局資料 Update of WTO Dispute Settlement Cases”（WT/DS/OV21）に基づいて筆者作成。表の事件の総数（340件）が同資料による案件総数（312件）を上回っているのは、バナナ事件のように同一の事件番号で複数の申立国がある案件について申立国ごとに1件と数えているからである。

Centre on WTO Law；ACWL）という小さな国際機関がある²⁸⁾。ACWLは、DSUに基づく開発途上国支援が不十分であるとの認識から、紛争解決手続に関与する開発途上国に対し必要な法的助言を行ったり、パネル・上級委員会場で弁論するための代理人の費用を負担したりするための組織である。開発途上国に対する一種の法律扶助（legal aid）のための組織であると言ってよい。WTO事務局は、中立性の要請があるので、その行い得る技術支援に限界があるとの認識から、オランダとコロンビアの提唱により1999年12月1日にシアトルで署名された国際協定によって設立された。²⁹⁾現在の加盟国数は30か国であり、2001年7月以来、多くの開発途上国関連事件においてACWLは活発に活動し、実際に開発途上国に有利な法的判断を導き出すことに成功している。

ところが、日本はACWLの加盟国ではない。先進国では、提唱国であったオランダをはじめ、カナダ、英国、ドイツ等が加盟しているにもかかわらず、日本はACWLの活動には冷淡である。おそらくその理由は、米国とECが加盟していない（EC域内諸国が個別に加盟しているのみ）という事情から、日本が加わらなくても先進国内で孤立することはないという消極的な判断と、紛争解決手続に対する開発途上国支援に対して同じ国民の税金を使うのなら、時として「敵に塩を送る」結果となりかねないACWLの活動支援よりも、二国間の技術協力を独自に展開する方が日本の「顔が見える」援助となって効果的であるという積極的（？）な判断に基づくものであろう。

しかし、ACWLの活動成果についての評価が定着してきている現在³⁰⁾、日本がACWLの

28) 組織の詳細については、<http://www.acwl.ch> 参照。

29) ACWLの成立は、失敗した1999年WTO閣僚会議の唯一の具体的成果だったとも言われる。

加盟国となっていないことは、開発途上国支援に対する日本政府のコミットメントの程度を疑わせる結果となっていないだろうか。ACWLに対する拠出額も、WTOの信託基金への拠出額と比べれば必ずしも大きなものでもなく、財

政的負担は軽微なものにとどまる。国際公共財としての多角的貿易体制への貢献という観点からも、この問題についての日本政府の態度について再考を促したい。

参 考 文 献

- 赤根谷達雄 (1992)『日本のガット加入問題』東京大学出版会。
- カール・グレンベルグ・スターン編著・FACID 国際開発研究センター訳 (1999)『地球公共財—グローバル時代の新しい課題』日本経済新聞社。
- 経済産業省通商政策局編 (2004)『不公正貿易報告書』。
- 若杉隆平 (2001)『国際経済学』第2版 岩波書店。
- Barfield, Claude E. (2001) *Free Trade, Sovereignty, Democracy: The Future of the World Trade Organization*, The AEI Press.
- Ford, Jane (2003) *A Social Theory of the WTO: Trading Cultures*, Palgrave MacMillan.
- Hocking, Brian (2004) “Changing the terms of trade policy making: from the ‘club’ to the ‘multistakeholder’ model” *World Trade Review* 3 (1).
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye, Jr. (2001) “The Club Model of Multilateral Cooperation and Problems of Democratic Legitimacy” in Porter et al. eds. *Efficiency, Equity, and Legitimacy: The Multilateral Trading System at the Millennium*, Brookings Institution.
- Mendoza, Ronald and Chandrika Bahadur (2002) “Toward Free and Fair Trade: A Global Public Good Perspective” *Challenge* 45(5).
- Oxfam (2004) *‘White Gold’ Turns to Dust*, Oxfam Briefing Paper 58.
- Pekkanen, Saadia M. (2001) “Aggressive Legalism: The Rules of the WTO and Japan’s Emerging Trade Strategy” *The World Economy* 24(5).
- Ruggie, John Gerard (1982) “International regimes, transactions, and change: embedded liberalism in the postwar economic order” *International Organization* 36(2).
- Shaffer, Gregory (2004) “Recognizing Public Goods in WTO Dispute Settlement: Who Participates? Who Decides?” *Journal of International Economic Law* 7 (2).
- Winham, Gilbert (1992) *The Evolution of International Trade Agreements*, University of Toronto Press.
- World Trade Organization (2004) *Annual Report 2004*.

30) WTO 事務局自身の評価として、WTO ホームページ上の WTO Dispute Settlement System Training Module, Chapter11参照。